

論点検討資料（定義）（案）

【条例素案（たたき台）】

（定義）

第〇条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１）市民 市内に居住し、通勤し、または通学する個人および市内で事業を行い、または活動を行う個人または法人その他の団体をいう。
- （２）執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および地方公営事業の管理者をいう。
- （３）市 議会および執行機関をいう。
- （４）参画 市民が、市の政策等の立案、実施および評価の各過程および地域自らの住みよい地域社会をつくる取組に、責任を持って主体的に関与することをいう。
- （５）協働 市民と市が、または市民相互が、法人その他の団体として、対等かつ自由な立場で、それぞれの責任と社会的役割を踏まえ、共通の目的達成のために、共に取り組むことをいう。

【市民委員会の提言】

2 総則

▪ 定義

- ・この条例において「市民」とは、次に掲げるものをいいます。ただし、住民投票の資格要件については、別に定めます。
 - ① 高松市に居住する者
 - ② 高松市に通勤・通学する者
 - ③ 高松市で事業を営み、または活動する団体
 - ④ 高松市に関心を持つ者
- ・「コミュニティ」とは、居住地や関心を共にすることで営まれる共同体であり、特に地縁に基づくコミュニティを「地域コミュニティ」として区別しています。高松市は、原則小学校区を単位として、地域住民みんなが自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会の構築を共通の目的として構成された集まりであり、自治会をはじめとする地域の各種団体等を中心に構成されたものを「地域コミュニティ協議会」として認定しています。
 - ・「行政」とは、高松市での地方自治法第138条の2に定める執行機関をいいます。具体的には、高松市長、高松市教育委員会、高松市選挙管理委員会、高松市監査委員など、独自の執行権限を持ち、その担任する事務の管理および執行に当たって自ら決定できる機関を指しています。
- ・「協働」とは、市民、行政、議会それぞれの主体が、対等かつ自由な立場で、それぞれの違いと特性、社会的役割を踏まえて、共通の目標達成のため、共に取り組むことです。
- ・「参加」とは、市民が、市政に対して意思を表明し、行動することをいい、市の政策の立案、実施および評価に至る過程に、責任を持って主体的に関与する「参画」を含めます。

【条文比較表（定義）】

	新潟市自治基本条例 (H20. 2. 22施行)	川崎市自治基本条例 (H17. 4. 1施行)	三鷹市自治基本条例 (H18. 4. 1施行)	吹田市自治基本条例 (H16. 12. 24施行)	善通寺市自治基本条例 (H17. 10. 1施行)	豊田市まちづくり基本条例 (H17. 10. 1施行)
定義	<p>第1章 総則 (定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 市民 次に掲げるものをいいます。</p> <p>ア 市内に住所を有する者</p> <p>イ 市内で働き、又は学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者及び団体</p> <p>(2) 市長等 市長その他の執行機関及び公営事業管理者をいいます。</p> <p>(3) 市 議会及び市長等をいいます。</p> <p>(4) 参画 政策、施策等の企画立案の段階から市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。</p> <p>(5) 協働 市民と市が対等な関係で相互の立場及び特性を理解し、目的を共有し、並びに連携し、及び協力することをいいます。</p>	<p>第1章 総則 (定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 市民 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。</p> <p>(2) 参加 市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。</p> <p>(3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。</p>	<p>第1章 総則 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。</p> <p>(2) 事業者等 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む団体をいう。</p> <p>(3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>(4) 市 基礎自治体としての三鷹市をいう。</p>	<p>第1章 総則 (定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 市民 市内に住み、通勤し、若しくは通学する者又は市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。</p> <p>(2) 参画 市民が政策等の立案、実施及び評価の過程に主体的に関わり、行動することをいいます。</p> <p>(3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するため、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いの立場を尊重し、協力することをいいます。</p> <p>(4) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。</p> <p>(5) 市 議会及び執行機関をいいます。</p>	<p>第1章 総則 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に住み、働き、学ぶ者等生活の関りを有するすべての者及び市内において事業又は活動を行う法人その他の団体をいう。</p> <p>(2) 市 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>(3) まちづくり 市民の生活の質の向上のため、市民自身が地域課題を発見し、又はその解決を図ることをいう。</p> <p>(4) 市政 市の行政及び市議会の活動の総体をいう。</p> <p>(5) 自治 まちづくり及び市政により構成される住民自治、団体自治の総体をいう。</p>	<p>第1章 総則 (定義)</p> <p>第2条 この条例において「市民」とは、市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。</p> <p>2 この条例において「執行機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。</p>